

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、その翌日)

目 次

- ◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 鳥取県技能検定協会が行なう一級及び二級の技能検定試験の手数料の額
鳥取県技能検定協会に行なわせる業務肥料の登録の有効期間の更新
肝てつ検査の実施
入会林野整備計画の認可
除解予定の保安林、保安林の指定の解除
土地区画整理事業の施行の認可
土地改良事業計画の適否の決定
- ◇公 告 昭和四十四年度後期の技能検定の実施

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十八号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(三)中「一九〇、〇〇〇円」を「二二〇、〇〇〇円」に改める。

別表第一の二の1の(三)中「一五〇円」を「一七〇円」と、「一二五円」を「一四五円」に改める。

別表第一の三の3の(一)中

冬期 十月一日 から 翌年三月 三十一日 まで	夏期 四月一日 から 九月三十 日まで
六、七〇〇 円	五、四〇〇 円
八、六〇〇 円	七、五〇〇 円
一〇、八〇〇 円	九、七〇〇 円
一三、〇〇〇 円	一二、〇〇〇 円
一五、二〇〇 円	一四、二〇〇 円
一七、四〇〇 円	一六、四〇〇 円

を

める。

別表第一の三の三の(中

冬期	夏期
十月一日から翌年三月三十一日まで	四月一日から九月三十日まで
七、三〇〇円	四、六〇〇円
六、八〇〇円	五、八〇〇円
六、三〇〇円	六、八〇〇円
五、八〇〇円	七、六〇〇円
五、三〇〇円	八、四〇〇円
四、八〇〇円	九、二〇〇円
四、三〇〇円	一、〇〇〇円

に改

冬期	夏期
十月一日から翌年三月三十一日まで	四月一日から九月三十日まで
一、三〇〇円	一、〇〇〇円
一、一〇〇円	一、〇〇〇円
一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
一、〇〇〇円	一、〇〇〇円

を

冬期	夏期
十月一日から翌年三月三十一日まで	四月一日から九月三十日まで
二、三〇〇円	一、六〇〇円
二、一〇〇円	一、四〇〇円
一、九〇〇円	一、二〇〇円
一、七〇〇円	一、〇〇〇円
一、五〇〇円	九〇〇円
一、三〇〇円	八〇〇円
一、一〇〇円	七〇〇円

に改

める。

別表第一の六の三中「四七、〇〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に改める。
 別表第一の八の三の(中「八九〇円」を「九五〇円」に、「九五〇円」を「一、〇二〇円」に改める。

別表第一の九の三中「四、五〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「五、八〇〇円」に改める。

別表第一の十二の三中「七、五〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に改める。
 別表第二の一の一中「二、五五〇円」を「二、八〇〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「八五〇円」を「九五〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、六八〇円」を「一、九四〇円」に改める。

別表第二の一の二中「三四円」を「三六七円」に、「一五七円」を「一七〇円」に、「一一円」を「二五円」に、「二六二円」を「二七五円」に、「二二〇円」を「二五四円」に改める。

別表第二の一の三中

二等の運賃
 (必要と認められた場合は、二等の普通急行料金又は二等の準急行料金)

を

普通旅客運賃及び特別車輦料金
 (必要と認められた場合は、急行料金)

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十九号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表一第百九十六号中「百五十円」を「三百円」に改め、同表第百九十七号中「行う」を「行なう」に、「五百円」を「千円」に、「千五百円」を「四千円」に改め、同表第百九十八号を削り、同表第百九十九号中「二級技能検定合格証明書再交付手数料 二百円」を「技能検定合格証書再交付手数料 三百円」に改め、同号を同表第百九十八号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百七十号

職業訓練法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)第四条第二項の規定に基づき、鳥取県技能検定協会に行なわせる一級及び二級の技能検定試験の手数料の額を次のとおり定める。

昭和四十四年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

実技試験

検 定 職 種	手 数 料
自由鍛造 鋳鉄鋳物鋳造 鋳鋼鋳物鋳造 銅合金鋳物鋳造 軽合金鋳物鋳造 鉄鋼熱処理 機械加工 仕上げ 機械検査	四千円
製 罐 <small>かん</small> 電気めつき	四千円
板 金	三千円
配 管	三千円
銅 工 造船機鉄 鉄 工 光学ガラス研磨 時計修理 回転電機組立て 変圧機組立て	四千円
配電盤組立て 開閉制御器具組立て 回軽電機巻線 更生タイヤ製造 化学分析 絹人絹トビー織機調整 絹人絹ジャカード織機調整	三千円
横編メリヤス製造 丸編み機調整 くつした編み機調整	四千円
洋服仕立て 洋 裁	三千円
車両機器ぎ装 車両内部ぎ装 車両配管ぎ装 車両電気ぎ装	四千円
左 官 タイヤ張り	三千円
築 炉	四千円

暈製作 ブロック建築 とび	三百円
機械製図 構造物現図製作 車両現図製作	二千円
凸版印刷 オフセット印刷	四千円

活版整版	三千円
写真凸版製版 プロセス製版写真撮影 プロセス製版修整 プロセス製版焼付け	四千円
木工塗装 建築塗装 金属塗装	三千円
広告美術仕上げ 合成樹脂製品圧縮成形 合成樹脂製品射出成形	四千円
表 具	三千円

学科試験 千円

鳥取県告示第六百七十一号

職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）第六十四条第四項の規定に基づき、鳥取県技能検定協会に行なわせる業務を次のとおり定める。

昭和四十四年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 技能検定受検申請書の受付け、受検資格の審査、実技試験及び学科試験（以下「試験」という。）の免除資格の審査並びに受験票の交付及び試験の免除の通知

二 試験の実施、試験の可否の判定及び試験の合格通知（試験の実施の公示、合格発表並びに合格証書の交付及び再交付を除く。）
三 受検者名簿の作成その他前二号に附帯する業務

鳥取県告示第六百七十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十四年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三二五号	梨 完 全 複 合 肥 料	窒 素 全 量 一〇・〇 アンモニア性窒素 七・八 りん酸全量 五・〇 りん酸性りん酸 二・五 うち 水溶性りん酸 一・〇 うち 加 里 全 量 五・〇 うち 水溶性加里 四・八	東伯郡東郷町大字田畑 二二三番地 東郷農業協同組合 組合長理事 秋 久 清 二
鳥取県 第三五三三号	名和くみあい 梨複合肥料	窒 素 全 量 六・〇 アンモニア性窒素 二・七	西伯郡名和町大字御来 屋二五三の二番地 名和町農業協同組合

りん酸全量	五・〇	組合長理事 林原 一三
加里全量	五・〇	
うち 水溶性加里	四・五	

鳥取県告示第六百七十三号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、肝てつ検査を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ症予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 皮内反応及び虫卵検査

実施期日

実施区域

実施場所

十二月一日	東伯町	八反田、宮場検診場
"	"	中尾、二軒屋"
" 二日	"	丸尾、徳万、八橋"
"	大栄町	六尾、瀬戸"

"	三日	"	穂波、原
"	"	倉吉市	和田、国府
"	四日	"	大沢、国分寺"
"	"	大河内、森、中野"	
"	五日	"	福本、才ヶ崎、志津"
"	"	東伯町	光好、法万"

鳥取県告示第六百七十四号

日野郡日野町門谷峠谷西平ラ入会林野整備組合代表者日野町門谷六〇〇・六〇一番地草瀬春樹から申請のあつた入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定により昭和四十四年十一月十七日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百七十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字湯山宇高浜二一六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十四年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字池端二〇三三、二〇三三の三(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百七十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第四条第一項の規定に

基づき、米子市福市つっじヶ丘団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

米子中小企業福祉事業協同組合

二 事業施行期間

昭和四十四年十一月十八日から
昭和四十五年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市福市の一部

四 土地区画整理事業の名称

米子市福市つっじヶ丘団地土地区画整理事業

五 事務所の所在地

米子市加茂町二丁目十六番地

六 施行認可の年月日

昭和四十四年十一月十三日

七 施行者の住所

米子市加茂町二丁目十六番地

八 事業年度

昭和四十四年度

九 公告の方法

米子市加茂町二丁目十六番地米子中小企業福祉事業協同組合前に掲示

する。

鳥取県告示第六百七十八号

昭和四十四年八月四日付けで日吉津村長から申請のあった土地改良(富吉地区農道整備及び畑地かんがい)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

- 二 縦覧に供する期間

昭和四十四年十一月十九日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公 告

職業訓練法(昭和44年法律第64号)第64条第2項の規定に基づき、昭和44年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により公告する。

昭和44年11月18日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 実施する検定職種
配管(給排水衛生設備配管作業に係るものに限る。)、時計修理、洋裁、左官、タイル張り、畳製作、フロック建築、家具製作(指物製作作業に係るものに限る。)、建具製作、木工塗装、建築塗装、金属塗装、広告美術仕上げ及び表具

- 2 検定の等級

技能検定は、1の職種ごとに、1級及び2級に分けて行なう。

- 3 検定の方法

検定は、実技試験及び学科試験によって行なう。

- 4 試験の実施期日及び実施場所等

- (1) 実技試験

- ア 実施期日

昭和45年1月11日(日)から昭和45年3月8日(日)までの間に

において、指定する日に行なう。

- イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会から通知する。

- ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和44年12月24日(水)に鳥取県技能検定協会の掲示板に掲示する。

- (2) 学科試験

- ア 実施期日

検定職種ごとに次の期日に行なう。

検 定 職 種	実 施 期 日
配管、洋裁、左官、タイル張り、プロツク建築、広告美術仕上げ、表具	昭和45年 3月15日(日)
時計修理、畳製作、家具製作、建具製作、木工塗装、建築塗装、金属塗装	昭和45年 3月22日(日)

1 実施場所

別途鳥取県技能検定協会から通知する。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市元町124 鳥取県技能検定協会

(電話 鳥取22-3494)

(3) 受付期間

昭和44年11月18日(火)から12月2日(火)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県技能検定協会に交付する。
なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、

20円切手をはったもの)を同封すること。

1 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
配 管	3,000円
時計修理	4,000円
洋 裁	3,000円
左 官	3,000円
タイル張り	3,000円
畳 製 作	3,000円
プロツク建築	3,000円
家具製作	3,000円
建具製作	3,000円
木工塗装	3,000円
建築塗装	3,000円

県技能検定協会に問い合わせること。

金属塗装	3,000円
広告美術仕上げ	4,000円
表 具	3,000円

4 学科試験の受験手数料

1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を申請書に添えて現金で鳥取県技能検定協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手料は納付を要しない。

(3) その他

受験申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県技能検定協会が昭和45年5月20日に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表等

技能検定の合格者の氏名を昭和45年5月下旬の県公報で公告するほか、合格者には、1級については労働大臣の、2級については鳥取県知事の合格証書を交付する。

8 その他

技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取